岡山県スポーツ推進条例の概要

心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現を目指して

条例制定の目的（第１条）

(1) スポーツの推進に関し、基本理念を定める。
(2) 県、市町村及びスポーツ団体の責務又は役割を明らかにする。
(3) スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定める。
(4) スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
(5) 県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する。

定義（第２条）

基本理念（第３条）

(1)スポーツの推進は、全ての県民がスポーツの持つ意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、生涯にわたり身近にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。
(2)スポーツの推進は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。
(3)スポーツの推進は、青少年（満18歳に満たない者をいう。第12条において同じ。）の体力の向上を図るとともに、公正さ、規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。
(4)スポーツの推進は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。
(5)スポーツの推進は、県内に活動の拠点を置き、現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手又は県内に活動の拠点を置くスポーツチーム（以下「県のスポーツ選手等」という。）が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、競技水準の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。
(6)スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。
(7)スポーツの推進は、スポーツが、県民に夢、勇気及び感動を与えることに鑑み、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

県の責務（第４条）

○スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する。
○市町村、スポーツ団体、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、関係者相互の連携によるスポーツの推進に関する取組の促進に努める。

市町村の役割（第５条）

基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努める。

スポーツ団体の役割（第６条）

基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策に理解を深め、県、市町村又は他のスポーツ団体その他の関係者との協働に努める。

計画の策定（第７条）

スポーツ推進に関する計画の策定

具体化

基本的な施策

- ★県民のスポーツ活動への参加の促進（第8条）
- ★生涯にわたるスポーツ活動の推進（第9条）
- ★スポーツ施設の整備等（第10条）
- ★心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動の推進（第11条）
- ★青少年のスポーツ活動への参加の機会の提供（第12条）
- ★学校における体育の充実（第13条）
- ★障害のある人のスポーツ活動の推進（第14条）
- ★競技水準の向上等（第15条）
- ★スポーツを通じた地域の活性化等（第16条）
- ★顕彰（第17条）
- ★財政上の措置（第18条）